

韓国人戦没者遺骨引渡要求

1971年9月5日

日本国厚生大臣 聞

太平洋戦争遺族会

会長朴湖在

財団法人釜山靈園

理事長鄭真本

（略）

◎祐天寺に厚生省が保管してある2,329柱の韓国出身戦没者の遺骨引渡

しに関する件

1. 韓国出身戦没者2,329柱の遺骨を一括引渡す事

厚生省が祐天寺に保管してある2,329柱の遺骨を遺族の有無、出身地域の如何に不拘遺族会に一括して引渡すことを原則とするが、その場合、遺族会は財団法人釜山靈園の代表に委任してその遺骨を確認の上一括して引取り、遺族の有無を調査し、遺族のあるものは遺族に渡し、埋葬する。遺族のないものは釜山靈園が責任の上、納骨堂を建てて奉安する事、そして将来遺族が現われた場合は、遺族会及び日・韓両国政府が遺族を確めた上、その遺族に引渡す事。その費用は日本政府の負担によって充当する事。但し第一次は遺族が確認され、遺骨送還を希望している304柱の送還より行う事。

2. 遺骨引渡しに際して日本政府は輸送費、埋葬費、法要費、管理費

等を支払う事

現在祐天寺に保管してある陸海軍人、軍属の遺骨を彼等の出生地へ輸送す



る一切の費用及び **埋葬費、法要費と管理に関する費用を道務一括に**
つき下記の通り、道族会総会の決議により要求する。

(イ) 雪送費 100 \$

(一) 埋葬費	800\$
(二) 法要費	300\$
(三) 管理費	300\$

首 雜

四

現在日本人の場合、太平洋戦争当時の戦没者に対しては恩給制度が確立して毎年遺族に平均10万円以上が支給されています。よって韓国出身戦没者の場合も、それ同等の待遇がなされて然るべきであります。何故ならば、祐天寺に保管してある2,329柱の遺骨は、太平洋戦争当時、日本政府が発令した國家勅令第14号により、日本の軍人、軍属として、日本のために戦ったおれたるものであります。

今日の韓国人という観念と当時の所謂 朝鮮人 という觀念が異なるのは言りません。すなわち、当時の朝鮮人は日本國憲法により、皇國臣民として、日本國籍の上に立って朝鮮人に立つたのであります。

敵に、この遺骨引渡しに対しても、日本人と同等の待遇をなされることは法理的にも又道義的にも当然であります。

日本政府はその責任を他人に転嫁するため、日韓条約と選族の有無とか出身地域の区別等を盾にとりその責任を回避するような言辞がなされることがありますが、追骨処理はあくまで日本政府の責任であります。

戦後26年以上経っているにも拘らず、遺骨が未だ故郷に帰れずそのまま放

置かれているということとは如何なる理由があるにせよ、道徳的にも許されることはありません。まして今になって遺骨のみを遺族に渡すということは出来ません。

現在これら遊旅連の生活は想像以上に悲惨なものであります。又、生死がわからぬままになつてゐるため、戸籍も殆んど整理されていない状態です。

日本政府当局はあくまでもこの問題を、遺族の立場にたって、遺族に納得のゆく取扱いをすべきであります。

3. これら 2,329 柱の戦没者に対して、戸籍の整理と戦没者申告に必要な
「歿死證明書」を一括して発行される事
 4. 太平洋戦争で戦没した韓国出身海軍 1,332 名と陸軍 6,598 名の名簿
を本調査会にも支給される事

以上の如く、我々は遺族会総会の決議に基づいて、人道的見地に立ち、日本政府に要望する次第であります故、御審議の上、速やかに御裁下願いたく存じます。

以上

760.